入 札 公 告

R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月26日

徳島県企業局長 木下 慎次

1 入札に付する事項(電子入札対象案件)

- (1) 工 事 名 R1企総管 川口ダム 5号洪水吐ゲート設備補修工事
- (2) 工 事 箇 所 那賀郡那賀町吉野
- (3) 工 事 概 要 1. 水密ゴム取替・調整 1式
 - 2. 機側操作盤内機器取替 1式
 - 3. 巻上用電動機工場整備 1式
- (4) 施 エ 期 間 契約締結日の翌日から令和2年3月20日まで
- (5) 設 計 金 額 20,814千円(税抜き)
- (6) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札 (価格競争) の共通事項」(以下「共 通事項」という。)の2及び3に示すとおりである。
- (7) その他
 - ① この入札は、原則として、徳島県電子入札システム(以下「**電子入札システム**」という。) で行う。
 - ② この入札は、最低制限価格制度を適用する。
 - ③ 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、徳島県建設工事入札参加資格停止措 置要綱に基づく、入札参加資格停止となることがある。
 - ④ その他,入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続き等に関する事項

(1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期間	場 所 等		
契約条項の閲覧	令和元年7月26日(金)~ 令和元年8月21日(水)	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県企業局経営企画戦略課管財担当		
設計図書等の電子閲覧	令和元年7月26日(金)~ 令和元年8月21日(水)	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス(県PPI))		
設計図書等に関する質問 書の提出	1回目 令和元年7月26日(金)~ 令和元年8月1日(木)	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県企業局経営企画戦略課管財担当 ファクシミリ 088-621-2877 E-mail keieikikakusenryakuka@pre		
	2回目 令和元年8月 2日(金)~ 令和元年8月 7日(水)	f. tokushima. jp		
質問書に対する回答書の 電子閲覧	1回目 令和元年8月5日(月)~ 令和元年8月21日(水)	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス(県PPI)		
	2回目 令和元年8月 9日(金)~ 令和元年8月21日(水)			

※1:閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く、午

前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

※2:設計図書等に関する質問書(質問事項を記載した書面(任意様式))は、電子メール、ファクシミリ(**いずれも送信後に電話により受信について確認すること**。)又は郵送により 提出するものとし、持参によるものは受け付けない。

なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ(徳島県入札情報サービス(県PPI))に掲載する。

※3:2回目の質問書提出期間には、1回目の質問書に対する回答について再質問もすることができる。

※4:入札公告,関係書類,図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ(徳島県入札情報サービス(県PPI))に掲載している。

※5:紙閲覧を希望する事業者は6(1)の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期間・日時	場 所 等		
入札参加資格審査申請書 等の提出	令和元年7月29日(月) 午前8時30分 ~令和元年8月16日(金) 午後5時00分	電子入札システム		
入札書及び工事費内訳書の提出	令和元年8月19日(月) 午前8時30分 ~令和元年8月21日(水) 正午	電子入札システム		
開札執行	令和元年8月22日(木) 午前10時30分	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁6階企業局会議室		

※1:電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格(以下「**参加資格**」という。)は、共通事項の**4**に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 平成31年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿(以下「**参加資格業者名簿**」という。)に建設工事の種類が「**鋼構造物工事**」で登載されている者であること。
- (2) (1)の参加資格業者名簿に登録されている者のうち、次の要件のいずれかに該当する者である こと。
 - ① 県内業者(建設業法(昭和24年法律第100号)上の主たる営業所が県内にある者)にあっては、「鋼構造物工事」の格付けがA級又はB級であり、平成30年度に徳島県南部総合県民局県土整備部<那賀庁舎>又は徳島県企業局で発注した鋼構造物工事について、入札参加実績(無効になったものを除く。)を有する者であること。
 - ② 県外業者(建設業法(昭和24年法律第100号)上の主たる営業所が県外にある者)にあっては,「鋼構造物工事」の総合評定値(経営事項審査結果の総合評点)が1,000点以上の者であり, 平成21年度から平成30年度までに徳島県で発注した鋼構造物工事について,入札参加実績(無効になったものを除く。)を有する者であること。
- (3) 次の要件を満たす技術者を当該工事に配置できること。
 - ① この建設工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
 - ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を同時に提出しなければならない。 なお、提出期間は**2**の(2)の期間とする。

(1) 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。作成方法は共通事項の5に記載してある。

- ① 入札参加資格確認票(様式1)
- (2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の5に掲げる追加書類を提出すること。

5 その他

(1) 特定建設業・一般建設業の許可区分,監理技術者や主任技術者の配置については,次ページの <注意事項>を確認し,建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

6 問い合わせ先

(1) 入札及び契約に関すること 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県企業局経営企画戦略課管財担当 (電話 088-621-3250 ファクシミリ 088-621-2877)

(2) 入札参加資格及び工事内容に関すること 徳島市新蔵町1丁目86番地 徳島県企業局事業推進課施設基盤整備室施設基盤整備担当 (電話 088-678-7544 ファクシミリ 088-678-7395)

く注意事項>

主任技術者の配置要件について

請負代金額(消費税込み)が3,500万円(建築一式工事については,7,000万円)未満の場合,配置する技術者は専任の必要はありませんが,技術者の変更は原則として認めていないことから,増工等により請負代金額が3,500万円(建築一式工事については,7,000万円)以上となる場合は,その時点で技術者の専任が必要となります。

なお,専任配置であったとしても,仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は, 兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

指定建設業(7業種) 許可を受けている業種 土木、建築、電気、管、鋼構造物、は装、造園			長, 造園工事業	その他の建設業(左記以外の22業種) 大工、左官、とび・土エ・コンクリート、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゆんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、 水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業				
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定發	建設業	一般建設業	
元請工事における 下請契約の合計額		4,000万円以上 (建築一式6,000万円)	4,000万円未満 (建築一式6,000万円)	4,000万円 (建築一式6,000万円) 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円 以上は契約できない	
工事現場の技術者制度	工事現場に配置 すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者		
	技術者の 資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣 特別認定者	①1級・2級国家資格者等 ②指定学科卒業+実務経験者 (3年又は5年) ③実務経験者(10年)		①1級国家資格者 ②指導監督的 実務経験者	①1級・2級国家資格者等 ②指定学科卒業+実務経験者 (3年又は5年) ③実務経験者(10年)		
	技術者の現場 専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が3,500万円 (建築一式7,000万円)以上となる工事						
	監理技術者 資格者証	必要※	不要		必要※	不要		

※専任を要する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから選任しなければなりません。(法第26条第4項)

さん。〈ASACO 本 3 - 49/) また,発注者から請求があったときは,監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(法第26条第5項)

罰則等

- ・特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300 万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく 入札参加資格停止等を行うことがあります。